

令和3年2月12日
新潟県規則第3号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則（抄）

第1条 （省略）

第2条 （省略）

（新潟県食品衛生条例施行規則の廃止）

第3条 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条第1項の規定による営業の届出については、第2条の規定による改正後の新潟県食品衛生法施行細則第13条の規定の例によるものとする。

○新潟県食品衛生条例施行規則

昭和43年1月9日
新潟県規則第2号

最終改正 令和2年新潟県規則第17号

新潟県食品衛生条例施行規則をここに公布する。

新潟県食品衛生条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(営業の衛生基準)

第2条 条例第5条の規定による営業の衛生基準は、別表のとおりとする。ただし、知事は業態その他の状況により基準の適用を一部緩和し、又は免除することがある。

(昭58規則61・平7規則91・一部改正)

(許可申請)

第3条 条例第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)
- (3) 営業所の名称、屋号又は商号
- (4) 営業の種類
- (5) 営業設備の概要
- (6) 条例第2条第2項第1号から第3号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業業者」という。)が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事項
 - (2) 現に受けている営業許可の番号及びその年月日
- 3 前2項に規定する申請書は、別記第1号様式とする。

(平7規則91・全改、平16規則36・一部改正)

(相続による承継の届出)

第3条の2 条例第3条第2項の規定により相続による許可営業業者の地位の承継の届出をしようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の住所及び氏名
- (3) 相続開始の年月日
- (4) 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)
- (5) 営業の種類
- (6) 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

3 第1項に規定する届出書は、別記第1号様式の2とする。

(平7規則91・追加)

(合併による承継の届出)

第3条の3 条例第3条第2項の規定により合併による許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 合併の年月日
- (4) 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)
- (5) 営業の種類
- (6) 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

2 前項に規定する届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 第1項に規定する届出書は、別記第1号様式の3とする。

(平7規則91・追加、平17規則120・一部改正)

(分割による承継の届出)

第3条の4 条例第3条第2項の規定により分割による許可業者の地位の承継の届出をしようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 分割の年月日
- (4) 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)
- (5) 営業の種類
- (6) 現に受けている営業許可の番号及びその年月日

2 前項に規定する届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 第1項に規定する届出書は、別記第1号様式の4とする。

(平16規則36・追加、平17規則120・一部改正)

(営業の届出)

第4条 条例第4条の規定により営業の届出をしようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 営業所の所在地
- (3) 営業所の名称、屋号又は商号
- (4) 営業の種類
- (5) 営業設備の概要

2 前項に規定する届出書は、別記第2号様式とする。

(平7規則91・全改、平16規則36・平17規則11・一部改正)

(食品行商許可証)

第5条 条例第7条第1項に規定する食品行商許可証は、別記第3号様式とする。

(昭 51 規則 76・一部改正)

(食品行商許可証再交付申請)

第 6 条 条例第 7 条第 4 項の規定による食品行商許可証の再交付を受けようとする者は、知事に食品行商許可証再交付申請書(別記第 4 号様式)を提出しなければならない。

(昭 51 規則 76・平 2 規則 10・一部改正)

(食品行商許可証の返納)

第 7 条 食品行商の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに食品行商許可証を知事に返納しなければならない。

- (1) 条例第 2 条第 3 項の食品行商の許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 食品行商を廃止したとき。
- (3) 前条の規定により食品行商許可証の再交付を受けた後紛失した許可証を発見したとき。

(昭 51 規則 76・平 2 規則 10・平 7 規則 91・一部改正)

(変更の届出)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 5 号(食品行商に係る許可営業者にあつては、同項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号)、第 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 3 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる事項とする。

2 条例第 8 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項とする。

3 条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者は、知事に申請(届出)事項変更届出書(別記第 5 号様式)を提出しなければならない。

(平 7 規則 91・全改、平 16 規則 36・平 17 規則 11・一部改正)

(廃業等の届出)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者は、知事に廃業(休業・復業)届出書(別記第 6 号様式)を提出しなければならない。

(昭 51 規則 76・平 2 規則 10・平 7 規則 91・平 16 規則 36・平 17 規則 11・一部改正)

(手数料免除申請)

第 10 条 条例第 11 条第 2 項の規定により手数料の免除を申請しようとする者は、知事に手数料免除申請書(別記第 7 号様式)を提出しなければならない。

(平 2 規則 10・一部改正)

(事務処理の特例)

第 11 条 条例第 12 条第 8 号の規則で定める事務は、別表の第 3 の 1 の項の規定による食品衛生責任者に係る届出の受理とする。

(平 17 規則 137・追加、平 18 規則 47・一部改正)

(書類の経由)

第 12 条 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、営業所の所在地(食品行商にあつては住所地(県外に住所地を有する者にあつては、主として営業する地域))を所管する保健所長を経由しなければならない。

(平 2 規則 10・追加、平 12 規則 51・一部改正、平 17 規則 137・旧第 11 条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新潟県魚介類行商条例施行規則(昭和 31 年新潟県規則第 24 号)は、廃止する。
- 3 食品衛生法及び興行場法等の規定による知事の権限に属する事務の一部を新潟市長に委任する規則(昭和 29 年新潟県規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 48 年規則第 40 号)

この規則は、昭和 48 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年規則第 59 号)

この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年規則第 76 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 27 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 31 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 32 号)

この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 61 号)

この規則は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年規則第 10 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 23 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 91 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 51 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 11 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 120 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 137 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 47 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 84 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条(新潟県食品衛生条例施行規則別表の改正に限る。)の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 17 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正前の新潟県食品衛生条例施行規則別表の第 3 及び第 4 に掲げる基準については、この規則の施行の日から起算して 1 年間は、なお従前の例による。

別記第1号様式(第3条関係)

食品営業許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者	住所	電話 () —
	氏名 (法人の場合 は、名称及び 代表者の氏名)	生年月日 年 月 日

営業の許可を受けたいので、新潟県食品衛生条例第2条の規定により申請します。

営業所の所在地 (食品行商にあつて は、主として営業す る地域)	電話 () —	
営業所の名称、屋号又 は商号		
※営業設備の概要	別紙のとおり	
営業の種類	※※ 現に受けている営業許可 の番号及びその年月日	
	年 第 月 号 日	
	年 第 月 号 日	
	年 第 月 号 日	
	年 第 月 号 日	
	年 第 月 号 日	
申請者の 欠格事項	1 新潟県食品衛生条例又は同条例に基づく 処分に違反して刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた日 から起算して2年を経過しないこと。	有 (内容) ・無
	2 新潟県食品衛生条例第10条の規定により 許可を取り消され、その取消しの日から起算 して2年を経過しないこと。	有 (内容) ・無

添付書類

- 1 新規許可申請の場合は、営業設備の構造を記載した図面
- 2 営業所付近の見取図
- 3 法人が新規許可申請をする場合は、定款又は寄付行為の写し

- 注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合は記載を要しないこと。
2 ※※印欄は、新規許可申請の場合は記載を要しないこと。

第1号様式の2(第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者	住 所	電話() -		
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
被相続人との続柄				

相続により許可営業者の地位を承継したので、新潟県食品衛生条例第3条第2項の規定により届け出ます。

被相続人の住所及び氏名			
相続開始の年月日	年 月 日		
営業所の所在地 (食品行商にあつては、主として営業する地域)	電話() -		
営業所の名称、屋号又は商号			
営 業 の 種 類	現に受けている 営業許可の番号	許 可 年 月 日	
	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日	

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第1号様式の3(第3条の3関係)

合併による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者	主たる事務所の所在地	電話() -
	名称及び代表者の氏名	

合併により許可営業者の地位を承継したので、新潟県食品衛生条例第3条第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
合併の年月日	年 月 日	
営業所の所在地 (食品行商にあつては、主として営業する地域)	電話() -	
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類	現に受けている営業許可の番号	許可年月日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第1号様式の4(第3条の4関係)

分割による地位承継届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者	主たる事務所の所在地	電話() ー
	名称及び代表者の氏名	

分割により許可営業者の地位を承継したので、新潟県食品衛生条例第3条第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
分割の年月日	年 月 日	
営業所の所在地 食品行商にあつては、主として営業する地域	電話() ー	
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類	現に受けている営業許可の番号	許可年月日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第2号様式(第4条関係)

食 品 営 業 届 出 書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
届出者 (電話 局)
氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

営業を行いますので、新潟県食品衛生条例第4条の規定により届け出ます。

1 営業所の所在地

(電話 局)

2 営業所の名称、屋号又は商号

3 営業の種類

菓子種製造業

こんにやく及びところてん類製造業

かき処理業

牛乳搾取業

食品の容器包装製造業

4 営業設備の概要 別紙のとおり

表

第	号
食 品 行 商 許 可 証	
業態(種目)	()
住 所	
氏 名	(年 月 日生)
主として営業する地域	
年 月 日交付	
新潟県知事	
印	
許可の条件	
1 許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
2	

第4号様式(第6条関係)

食品行商許可証再交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者 (電話 局)
氏 名
(年 月 日生)
(法人の場合は、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

食品行商許可証の再交付を受けたいので、新潟県食品衛生条例第7条第4項の規定により申請します。

1 再交付の理由

2 食品行商許可証の番号及び交付年月日

注 汚損又は破損の場合は、食品行商許可証を添付すること。

第5号様式(第8条関係)

申請(届出)事項変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
届出者 (電話 局)
氏名
(法人の場合は、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請(届出)事項を変更したので、新潟県食品衛生条例第8条の規定により届け出ます。

営業所の名称、屋号又は商号			
営業所の所在地 (食品行商にあつては、主として営業する地域)			
営業の種類	許可年月日 (届出営業にあつては、届出年月日)	許可番号	
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
変更内容	申請(届出)事項	新	旧
	申請(届出)者の住所及び氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)		
	営業所の所在地 (食品行商にあつては、主として営業する地域)		
	営業所の名称、屋号又は商号		
	営業設備の大要		

第6号様式(第9条関係)

廃業(休業・復業)届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 (電話 局)

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

廃業(休業・復業)したので、新潟県食品衛生条例第9条の規定により届け出ます。

- 1 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)

(電話 局)

- 2 営業所の名称、屋号又は商号

- 3 営業の種類並びに許可の年月日(届出営業にあつては、届出の年月日)及びその番号

営 業 の 種 類	許 可(届出)年 月 日	許 可 番 号	営 業 の 種 類	許 可(届出)年 月 日	許 可 番 号
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・

- 4 廃業(休業・復業)年月日

(休業の場合は、その予定期間)

手数料免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者 (電話 局)
氏 名

手数料の免除を受けたいので、新潟県食品衛生条例第11条第2項の規定により申請します。

1 営業所の所在地(食品行商にあつては、主として営業する地域)

(電話 局)

2 営業所の名称、屋号又は商号

3 営業の種類

4 免除申請の理由

5 証明書等添付書類名

別表(第2条関係)

営業の衛生基準

第1 許可営業施設等の衛生基準

1 製造業(漬物製造業、魚介類加工業、もち製造業及び食品の小分包装業をいう。以下同じ。)及び販売業(弁当類又はそう菜類販売業、冷凍食品販売業及び豆腐販売業をいう。以下同じ。)

(1) 共通基準

ア 施設の構造

(ア) 施設(食品及び添加物(以下「食品等」という。)、器具並びに容器包装を取り扱う場所(製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下「食品取扱場」という。)、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。)は、公衆衛生上支障のない場所にあること。

(イ) 施設には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があること。

(ウ) 施設には、清潔な更衣設備を設けること。

(エ) 食品取扱場は、食品取扱量に応じた広さを有し、住居その他営業に直接必要でない場所と区画がしてあること。

(オ) 食品取扱場の床は、耐水性の材料で造られ、排水及び清掃がしやすい構造であること。

(カ) 食品取扱場の内壁及び天井は、明色で隙間がなく、清掃がしやすい構造であること。

(キ) 製造、加工、処理、調理及び保管を行う場所の内壁は、床面から1メートル以上の高さまで耐水性の材料で造られていること。

(ク) 製造、加工、処理、調理及び販売を行う場所の明るさは、100ルクス以上であること。

(ケ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、ばい煙、蒸気等を排除できる構造の換気設備を設けること。

イ 食品等、器具及び容器包装の取扱設備

(ア) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、流し台等の洗浄設備があること。

(イ) 食品取扱場の固定又は移動し難い機械類及び器具類は、清掃及び洗浄に便利な位置にあること。

(ウ) 器具は、その構造及び材質が衛生的であり、洗浄及び殺菌が容易であること。

(エ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、平滑で洗浄しやすい構造の作業台、調理台等があること。

(オ) 器具及び容器包装を衛生的に保管する戸棚等の設備があること。

(カ) 添加物を使用する場合は、明示された専用の保管設備を設け、計量器を備えること。

(キ) 温度、圧力等を調節する必要のある設備には、温度計、圧力計その他必要な計器類を見やすい位置に備え付けること。

(ク) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、見やすい場所に温度計を備え付けること。

(ケ) 食品取扱場には、使用しやすい場所に、洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。

- (コ) 原材料、製品等の運搬用具は、清潔で、ほこり、昆虫等の侵入できない構造であること。
- ウ 給水及び廃棄物処理
 - (ア) 施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。なお、水道水以外の水を使用する場合には、消毒装置があること。
 - (イ) 製造、加工、処理及び調理を行う場所には、給湯設備があること。ただし、簡易な形態の営業にあつては、この限りでない。
 - (ウ) 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。
 - (エ) 施設には、食品取扱場に影響のない位置に、利用者数に応じた規模の便所があり、便所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備並びに洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。

(2) 特定基準

ア 漬物製造業

- (ア) 原材料保管室、製造室及び製品保管室を設けること。
- (イ) 施設には、流水式の履物の洗浄設備があること。

イ 魚介類加工業

原材料保管室、処理室、製品保管室及び冷蔵又は冷凍設備を設け、必要に応じ乾燥設備があること。

ウ 餅製造業

原材料保管室、製造室及び製品保管室を設け、必要に応じ放冷室、乾燥室又は包装室があること。

エ 食品の小分包装業

包装室を設け、必要に応じ原材料保管室又は製品保管室があること。

オ 弁当類又はそう菜類販売業

- (ア) 販売所には、衛生的な陳列ケースがあり、陳列ケースは、直射日光のあたらない場所に設置すること。
- (イ) 陳列ケース内には、温度計があること。

カ 冷凍食品販売業

販売所には、冷凍設備があること。

キ 豆腐販売業

- (ア) 販売所には、冷蔵設備又は保存用水槽があること。
- (イ) 保存用水槽は、さび止め金属製又は合成樹脂製のものとし、冷水を換水できる設備及び温度計があること。

2 食品行商

(1) 共通基準

ア 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

- (ア) 営業場所は、公衆衛生上支障のない場所であること。
- (イ) 器具の材質は、耐水性であり、清掃がしやすい構造であること。
- (ウ) 陳列台又は陳列ケースがあること。
- (エ) 食品ばさみ、スコップ等があること。

イ 振り売りをする営業

- (ア) 販売用容器は、耐水性の材質で蓋があること。
- (イ) 食品ばさみ、スコップ等があること。

(2) 特定基準

ア 魚介類行商及びそう菜類行商

(ア) 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

- a 器具を洗浄する水を十分に供給する設備があること。
- b 荒切りする場合は、荒切り設備があること。
- c 常に使用できる状態にした消毒剤を備え付けること。

(イ) 振り売りをする営業

販売用容器には、蓋があり、洗浄しやすい材質で内部にすのこ等を備え、水の漏出し
ない構造であること。

イ 魚介類加工品行商

販売用容器は、蓋があり、洗浄しやすい材質であること。

ウ 豆腐行商

(ア) 市日の市場等に臨時に定置して販売する営業

- a 冷蔵設備又は保存用水槽があること。
- b 保存用水槽は、さび止め金属製又は合成樹脂製のものとし、冷水を換水できる設備
及び温度計があること。

(イ) 振り売りをする営業

販売用容器は、さび止め金属製又は合成樹脂製で保冷できる構造であること。

エ 菓子類製造販売行商

(ア) 原材料、製品保管容器並びに機械類及び器具類には、防じんの設備があること。

- (イ) 器具を洗浄する水を十分に供給する設備があること。
- (ウ) 常に使用できる状態にした消毒剤を備え付けること。

第2 届出施設の衛生基準

- 1 施設は、公衆衛生上支障のない場所にあること。
- 2 施設は、採光、換気、排水等が十分に行われる構造であること。
- 3 施設の天井は、清掃がしやすい構造であること。
- 4 施設には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があること。
- 5 施設には、洗剤及び消毒剤を供給する装置を備えた流水式手洗い設備があること。
- 6 施設には、水道水又はこれと同等の水質の水を豊富に供給できる設備があること。
- 7 製造業の食品取扱場には、原材料保管室、製造室及び製品保管室を設けること。
- 8 製造室には、原材料並びに機械類及び器具類の洗浄設備があること。
- 9 製造室には、耐水性で十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。
- 10 店舗には、衛生的な陳列販売用設備があること。
- 11 便所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備があり、かつ、洗剤及び消毒剤を供給する装
置を備えた流水式手洗い設備があること。

第3 許可営業施設等の管理基準

省令別表第17（第1号、第3号ル、第8号及び第11号リを除く。）及び別表第18に掲げる基準によること。この場合において、省令別表第17第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

第4 届出施設の管理基準

省令別表第17（第1号、第3号ル、第8号及び第11号リを除く。）及び別表第18に掲げる基準によること。この場合において、省令別表第17第9号及び第10号中「営業者」とあるのは、「条例第4条の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。